

令和3年度第1回  
守谷市国民健康保険運営協議会

会議資料

(当日ご持参ください。)

と き：令和3年8月5日（木）  
午後1時15分から  
ところ：守谷市役所 全員協議会室

# 会 議 次 第

と き：令和3年8月5日（木）  
午後1時15分から  
ところ：市役所 全員協議会室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 市長あいさつ

## 4 報告事項

- (1) 令和2年度守谷市国民健康保険事業運営状況について
- (2) 令和3年度守谷市国民健康保険事業運営概要について
- (3) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (4) 国民健康保険データヘルス計画について

## 5 協議事項

国民健康保険税の改正について

## 6 その他

## 7 閉会

---

## [資料目次]

(資料No.1) 令和2年度守谷市国民健康保険事業運営状況について	3～8
(資料No.2) 令和3年度守谷市国民健康保険事業運営概要について	9～14
(資料No.3) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	15
(資料No.5) 国民健康保険データヘルス計画について	別紙1
(資料No.6) 国民健康保険税の改正について	別紙2

## 令和 2 年度守谷市国民健康保険事業運営状況について

## 1. 国民健康保険特別会計決算状況

## 歳入

(単位：千円，%)

款	項	2年度	構成比	元年度	構成比	増減額	増減率
国民健康保険税	国民健康保険税	1,439,298	27.5	1,457,342	25.9	△18,044	△1.2
使用料及び手数料	手数料	353	0.0	405	0.0	△52	△12.8
国庫支出金	国庫補助金	10,499	0.2	302	0.0	10,197	3376.5
県支出金	県補助金	3,279,478	62.7	3,634,515	64.7	△355,037	△9.8
財産収入	財産運用収入	138	0.0	154	0.0	△16	△10.4
繰入金	他会計繰入金	389,789	7.5	397,177	7.1	△7,388	△1.9
繰越金	繰越金	77,712	1.4	93,706	1.7	△15,994	△17.1
諸収入		37,358	0.7	32,512	0.6	4,846	14.9
	延滞金加算金及び過料	16,788	0.3	16,854	0.3	△66	△0.4
	雑入	20,570	0.4	15,657	0.3	4,913	31.4
歳入合計		5,234,625	100.0	5,616,113	100.0	△381,488	△6.8

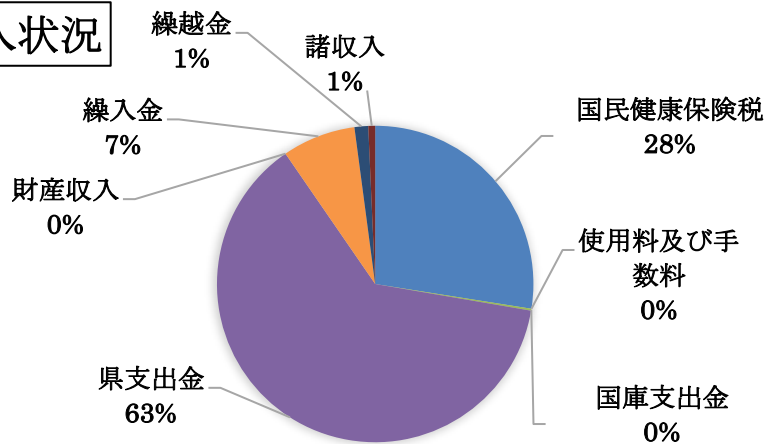
## 歳出

(単位：千円，%)

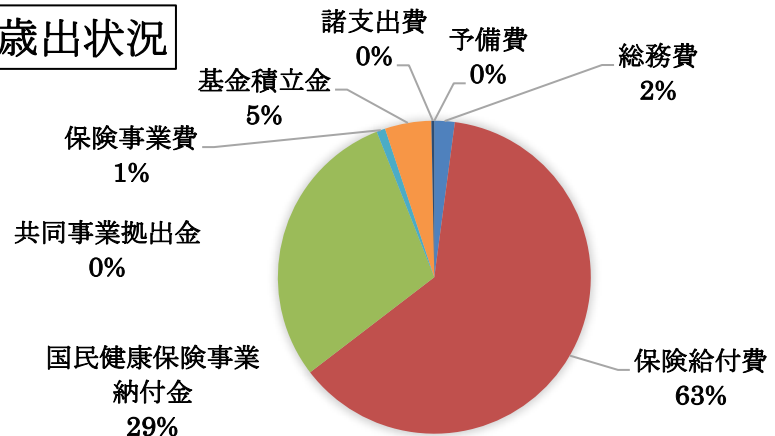
款	項	2年度	構成比	元年度	構成比	増減額	増減率
総務費		110,497	2.1	111,307	2.0	810	0.7
	総務管理費	104,774	2.0	104,444	1.9	330	0.3
	徴税費	4,923	0.1	6,041	0.1	△1,118	△18.5
	運営協議会費	110	0.0	142	0.0	△32	△22.5
	趣旨普及費	690	0.0	680	0.0	10	1.5
保険給付費		3,201,204	62.5	3,548,315	64.1	△347,111	△9.8
	療養諸費	2,816,643	55.0	3,116,255	56.3	△299,612	△9.6
	高額療養諸費	369,880	7.2	413,194	7.5	△43,314	△10.5
	移送費	—	—	—	—	—	—
	出産育児諸費	11,750	0.2	15,516	0.3	△3,766	△24.3
	葬祭諸費	2,850	0.1	3,350	0.0	△500	△14.9
	傷病手当諸費	81	0.0	—	—	81	皆増
国民健康保険事業費納付金		1,504,842	29.4	1,704,715	30.8	△199,873	△11.7
	医療給付費分	942,001	18.4	1,106,568	20.0	△164,567	△14.9
	後期高齢者支援金等分	425,227	8.3	455,379	8.2	△30,152	△6.6
	介護納付金分	137,614	2.7	142,768	2.6	△5,154	△3.6
共同事業拠出金	共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
保健事業費		45,658	0.9	60,652	1.1	△14,994	△24.7
	保健事業費	11,835	0.2	15,208	0.3	△3,373	△22.2
	特定健康診査等事業費	33,823	0.7	45,444	0.8	△11,621	△25.6

基金積立金	基金積立金	245,088	4.8	109,558	2.0	135,530	123.7
諸支出金		17,404	0.3	3,853	0.0	13,551	351.7
	償還金及び還付加算金	17,402	0.3	3,838	0.0	13,564	353.4
	指定公費支出金	2	0.0	15	0	△13	△86.7
予備費	予備費	—	—	—	—	—	—
歳出合計		5,124,694	100.0	5,538,401	100.0	△413,707	△7.5

### 歳入状況



### 歳出状況

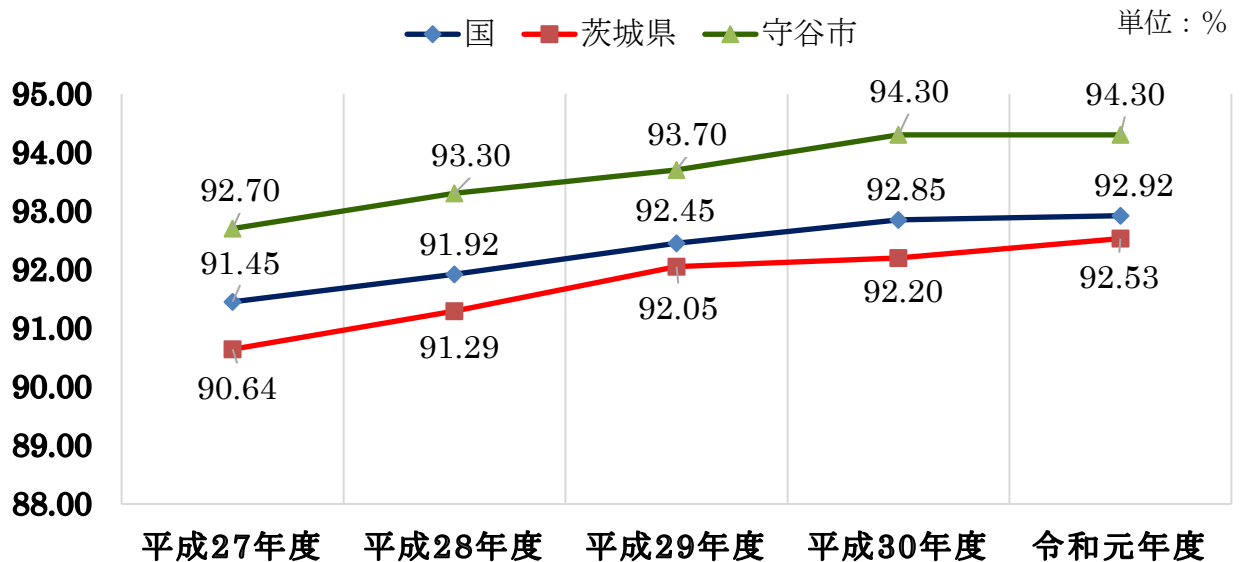


## 2. 国民健康保険税収納状況（決算額）

年度	令和2年度	令和元年度	前年度比
調定額	1,601,362,143 円	1,654,071,336 円	52,709,193 円減
現年課税分	1,416,590,800 円	1,433,655,700 円	17,064,900 円減
滞納繰越分	184,771,343 円	220,415,636 円	35,644,293 円減
収入済額	1,439,297,906 円	1,457,342,581 円	18,044,675 円減
現年課税分	1,361,465,446 円	1,352,249,749 円	9,215,697 円増
滞納繰越分	77,832,460 円	105,092,832 円	27,260,372 円減
収納率	89.9%	88.1%	1.8 ポイント増
現年課税分	96.1%	94.3%	1.8 ポイント増
滞納繰越分	42.1%	47.7%	5.6 ポイント減

※参考 令和2年度収納率 県平均 80.77% 県内市町村 5位  
 現年課税分収納率 県平均 93.24% 県内市町村 3位

## 国民健康保険税収納率の推移



※国、県の収納率は居所不明者分を控除した調定額を用いています。

※出典：厚生労働省 国民健康保険（市町村）の財政状況について

### 3. 国民健康保険特別会計における法定外繰入の状況（予算と決算）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,000 円	1,000 円	1,000 円
決算額（見込含む）	0 円	0 円	—

### 4. 特定健康診査の推進

#### （1）医療機関健診の実施と自己負担の軽減

特定健康診査・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病を予防し、国保加入者の健康維持と増え続ける医療費の抑制を図ることを目的として40歳から74歳までの方を対象に実施しています。また、受診しやすい環境づくりとして、集団健診以外に指定された医療機関において、受診日や受診する医療機関を選ぶことができる医療機関健診を実施しています。また、生活習慣病の治療中の方が本人の申し出により、診療時に測定された特定健康診査に該当する検査結果データをかかりつけ医が市へ情報提供することで健康診査を受診したことになる、かかりつけ医からの診療情報等提供事業も実施しています。

さらに、集団健診及びかかりつけ医からの診療情報提供事業においては、対象となる全年齢において自己負担額を無料に、医療機関健診における自己負担額を1,000円とし、受診率の向上に努めています。

人間ドック及び脳ドックについては、人間ドックでは15,800円、脳ドックでは26,300円の検診費用の助成を行い、病気の早期発見につなげています。

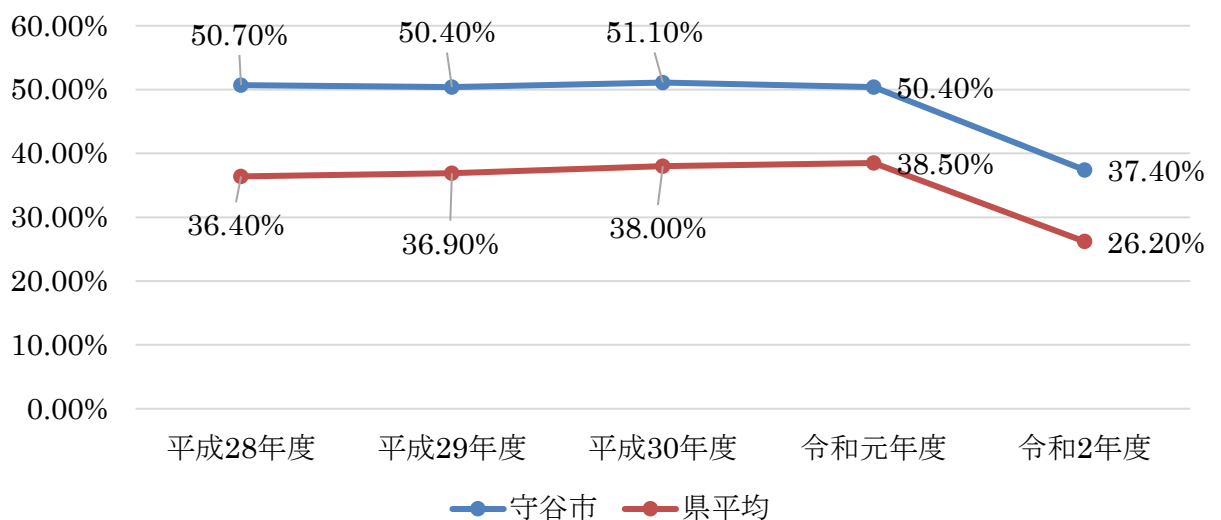
(2) 特定健康診査受診者数・受診率（人間ドック等を含む）

年 度	令和2年度	令和元年度	前年度比
受診者数／対象者数（※1）	3,334 人／8,911 人	4,497 人／8,927 人	1,163 人減／16 人減
受診率	37.4%	50.4%	13 ポイント減

令和3年6月30日現在 県平均 26.2% 県内市町村5位

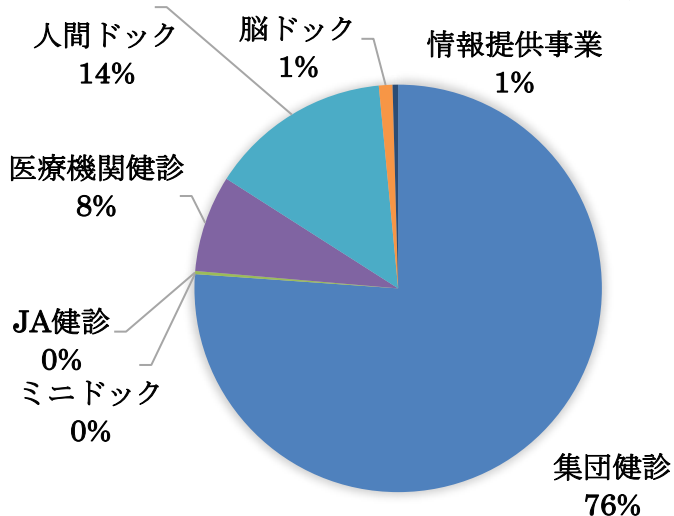
※1 上記の表は法定報告であり、当該年度の4月1日時点で国保加入者であって、特定健診実施後に国保を脱退した者は除く。また、年度途中で国保に加入し特定健診を実施した者も除く。実際に集団健診等を受診した人数とは異なる。

特定健康診査受診率の推移

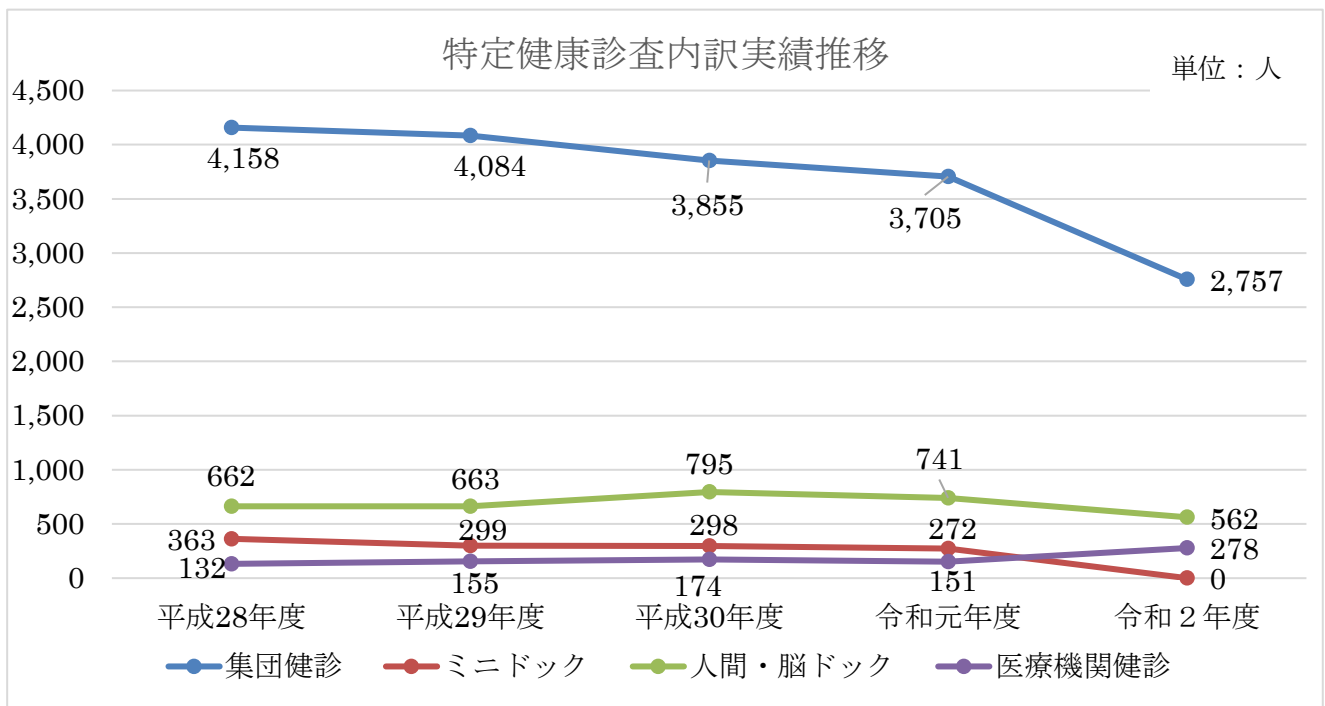


令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集団健診については完全予約制とし会場内では、健康チェックや消毒など感染予防対策を行い実施したが、受診控えにより大きく受診率が減少した。

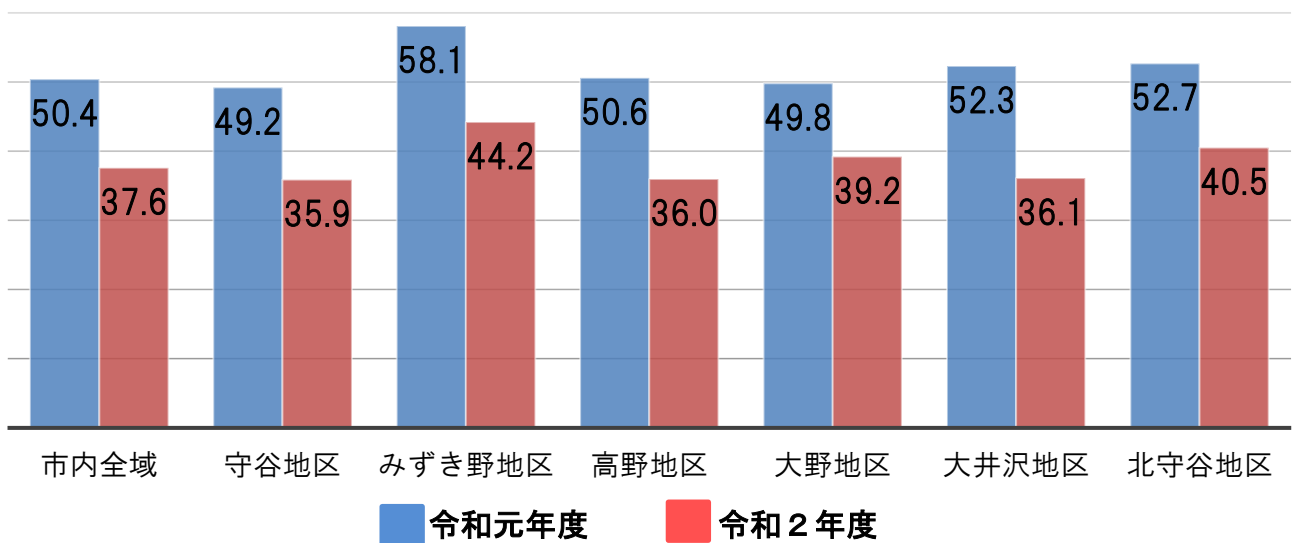
令和2年度特定健康診査内訳



集団健診	2,757 人
ミニドック	0 人
JA 健診	9 人
医療機関健診	278 人
人間ドック	523 人
脳ドック	39 人
医療機関診療 情報提供事業	16 人
合計	4,893 人



## 特定健康診査地区別受診率



### (3) 在宅血液検査事業

令和元年度からは、特定健康診査の対象となる1年前の39歳の国民健康保険被保険者に対し、スマートフォンから申込み、自宅に送られてきた血液検査キットを自己採血し返送することで、スマートフォンで血液検査結果（生化学14項目）及び健康相談ができる「スマホdeドック」を開始しました。40歳からの特定健康診査について1年前から意識付けをし、若年層の特定健康診査の実施率向上を目的としている。

年度	対象者数	申込上限	実施者数
令和2年度	83人	30人	12人

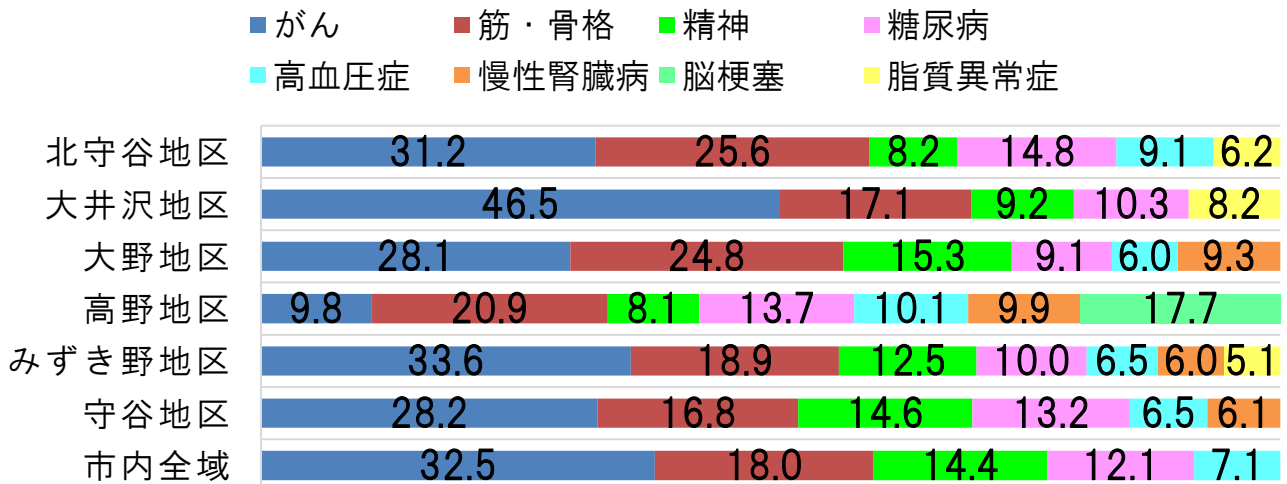




(4) 保健指導及び重症化予防事業

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導や生活習慣病重症化予防事業、さらに診療報酬明細書（レセプト）等の情報により、糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施。

主な疾病による地区別医療費の割合



5. ジェネリック医薬品利用促進

(1) ジェネリック医薬品差額通知の送付

医療費増加を抑制するために、国全体でジェネリック医薬品の利用促進に積極的に取り組んでいます。なお、各年度の実績は下表のとおりです。

年 度	令和2年度	令和元年度
発送時期	①令和2年8月 ②令和3年2月	①令和元年8月 ②令和2年2月
発送件数	①172件 ②138件 計 310件	①146件 ②133件 計 279件
抽出対象	慢性疾患に関する医薬品（血圧降下剤，高脂血症用剤，糖尿病用剤）を服用している方で，ジェネリック医薬品に切り替えた場合に月額300円以上の効果がある40歳以上の被保険者	

(2) ジェネリック医薬品利用率

年 度	令和2年度	平成元年度
診療月利用率	令和3年1月 85.66% (県内1位)	令和2年1月 83.72% (県内4位)

※令和3年1月現在 県平均80.50%

※令和3年1月分 後発医薬品に変更できる先発医薬品の数 115,918.1錠 (包)

## 令和3年度守谷市国民健康保険事業運営概要について

国民の生命と健康を支える日本の医療制度は、社会保障制度の基盤として平均寿命の上昇や医療水準の高度化を実現しています。国民健康保険（国保）は、国民皆保険制度の中核として地域医療の確保と国民の健康増進に大きく関与し、医療制度の重要な役割を担っています。

しかし、国保の運営に関しては、少子・高齢化や医療の高度化・長期化などによる医療費の増大とともに、非正規雇用者や年金受給者が増加するなどの構造的問題に直面しており、国においても、事業を持続可能なものにするための制度の構造改革が行われています。

市民の約6分の1の被保険者が加入する守谷市の国保事業において、保険給付費や後期高齢者支援金等の支出が増加する傾向が続き、財政運営は厳しい状況にあります。

このような状況の中、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営において中心的な役割を担い、制度の安定化を図っています。

守谷市国保の事業運営においては、平成30年3月に策定しました「第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健診等実施計画」に基づき、特定健康診査の受診率の向上、メタボリックシンドローム該当者・予備群を減少させるための特定保健指導の強化、糖尿病の重症化や腎不全による人工透析への移行を防止するための糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施し、医療費の抑制と市民の健康増進に努めてまいります。

### 1. 国保制度の啓発

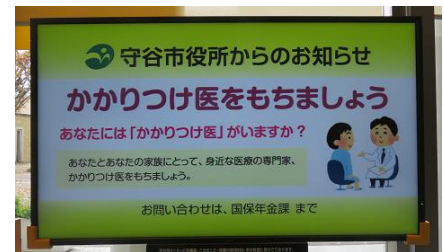
- (1) 制度啓発用パンフレットの配布（10言語対応）
- (2) 広報紙や市ホームページ等による制度の周知（資格、給付及び特定健診や国保税に係る記事の掲載）
- (3) 被保険者資格の適用適正化事業の実施（国保資格喪失者に対する届出勧奨通知及び社会保険資格喪失者に対する医療保険加入勧奨通知の送付）
- (4) 広報紙による、適正受診の周知



### 2. 国保財政の健全化

- (1) 診療報酬明細書等（レセプト）に係る資格点検及び内容点検の推進
- (2) 受診内容及び診療費の費用額確認のため医療費通知を送付
- (3) 第三者行為（交通事故等）に係る医療機関との連携による求償事務
- (4) 不当利得者に対する保険給付費に係る返還事務の強化
- (5) 日曜日の国保税窓口納付やコンビニ・クレジット納付による利便性の確保。令和2年4月からはスマホ決済（PayPay, LINEPay, PayB）による納付の開始。
- (6) ジェネリック医薬品利用差額通知及びジェネリック医薬品利用促進のためのシールの送付、広報掲載及び市政情報モニター掲載による同医薬品の使用促進
- (7) おくすり手帳の有効性、重複・頻回受診及び時間外診療の削減について広報で周知

(8) かかりつけ医の有効性について、広報掲載や市政情報モニターによるPR



市政情報モニター

### 3. 保健事業の充実

(1) 人間ドック・脳ドック検診費用の助成による疾病の早期発見及び重症化予防

(2) 特定健康診査の集団健診及び医療機関での個別健診の実施

集団検診は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、定員を設け電話及びインターネットによる予約制とした。また、基礎疾患のある者については、個別健診を推奨している。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染の状況によっては、特定健康診査及び保健指導事業については実施できない又は縮小する場合がある。

(3) 集団健診予約者へ、新型コロナウイルス感染症対策としてトイレでの停滞を防ぐため、採尿セットを事前送付

(4) 特定健康診査未受診者に対する受診勧奨及び追加健診の実施

(5) 民間委託による特定保健指導の実施

(6) 糖尿病の重症化や腎不全による人工透析への移行を防止するための糖尿病性腎臓病重症化予防事業の実施

(7) 11月14日の世界糖尿病デーに併せて糖尿病に関する記事を広報に掲載

(8) 健康の保持増進及び生活習慣改善のための健康教室の実施

(9) 39歳を対象にした在宅血液検査事業（スマホ de ドック）の実施

(10) 健康優良表彰事業の実施（令和3年度新規事業）

次の①～③の要件を満たす世帯に対し、表彰と記念品の贈呈を行います。

①世帯全員が医療機関で受診していない

②40歳～74歳の世帯全員が特定健康診査を受診している

③国民健康保険税を滞納していない



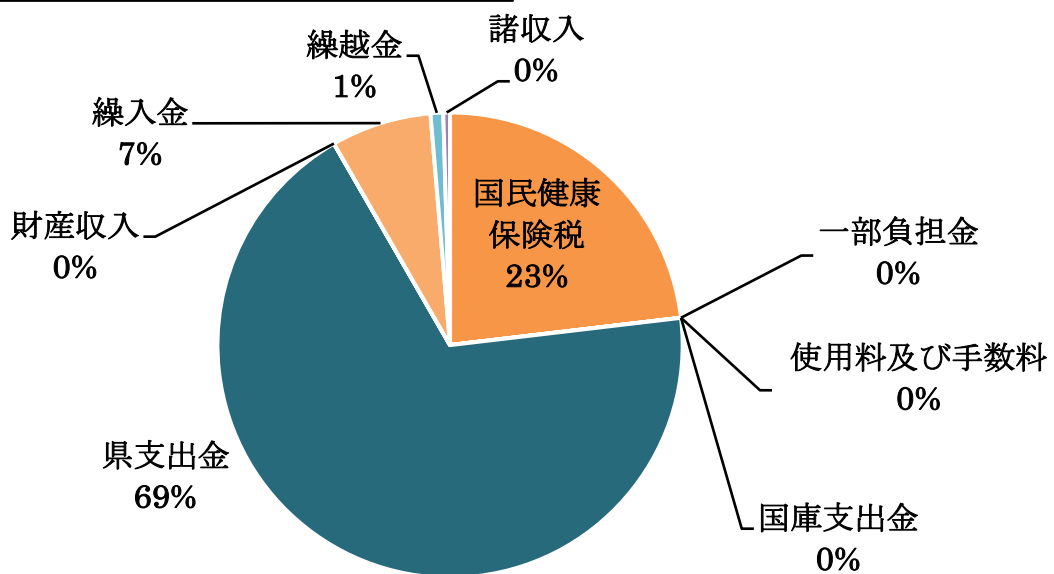
集団健診の状況

#### 4. [令和3年度予算] 歳入の状況

(単位：千円, %)

款	項	3年度	構成比	2年度	構成比	増減額	増減率
国民健康保険税	国民健康保険税	1,316,606	23.1	1,387,991	24.9	△71,385	△5.1
一部負担金	一部負担金	2	0.0	2	0.0	0	0.0
使用料及び手数料	手数料	203	0.0	403	0.0	△200	△49.6
国庫支出金	国庫補助金	0	—	714	0.0	△714	皆減
県支出金	県補助金	3,902,774	68.5	3,708,161	66.6	194,613	5.2
財産収入	財産運用収入	58	0.0	163	0.0	△105	△64.4
繰入金	他会計繰入金	397,141	7.0	402,958	7.2	△5,817	△1.4
繰越金	繰越金	50,001	0.9	50,001	0.9	0	0.0
諸収入		26,482	0.5	21,026	0.4	5,456	25.9
	延滞金・加算金 及び過料	9,361	0.2	7,815	0.1	1,546	19.8
	雑入	17,121	0.3	13,211	0.3	3,910	29.6
歳入合計		5,693,267	100.0	5,571,419	100.0	121,848	2.2

令和3年度国民健康保険特別会計歳入予算内訳

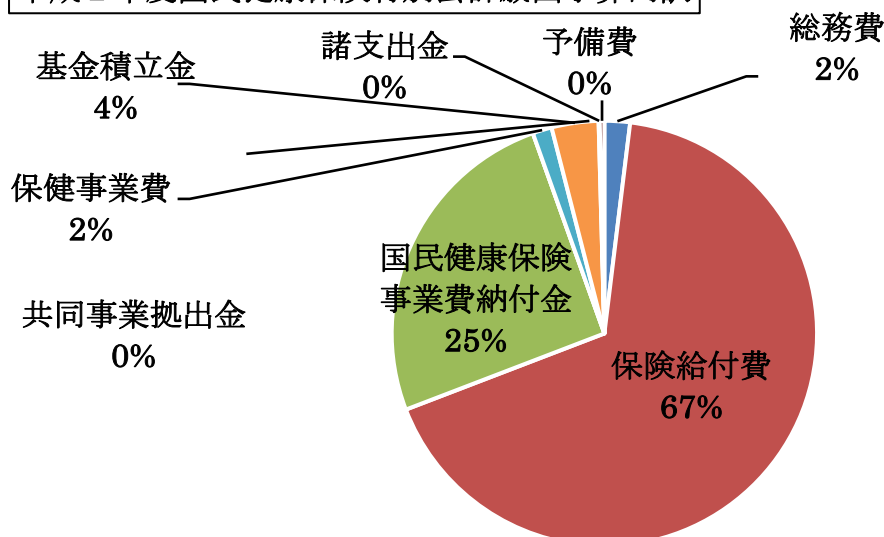


## 5. [令和3年度予算] 歳出の状況

(単位：千円, %)

款	項	3年度	構成比	2年度	構成比	増減額	増減率
総務費		110,636	1.9	113,025	2.0	△2,389	△2.1
	総務管理費	104,360	1.8	106,910	1.9	△2,550	△2.4
	徴税費	5,048	0.1	5,149	0.1	△101	△2.0
	運営協議会費	548	0.0	262	0.0	286	109.2
	趣旨普及費	680	0.0	704	0.0	△24	△3.4
保険給付費		3,827,550	67.2	3,647,785	65.5	179,765	4.9
	療養諸費	3,380,595	59.3	3,240,287	58.1	140,308	4.3
	高額療養諸費	423,144	7.4	383,187	6.9	39,957	10.4
	移送費	140	0.0	140	0.0	0	0.0
	出産育児諸費	20,171	0.4	20,171	0.4	0	0.0
	葬祭諸費	3,500	0.1	4,000	0.1	△500	△12.5
国民健康保険事業費納付金		1,444,234	25.4	1,504,844	27.0	△60,610	△4.0
	医療給付費分	891,657	15.7	942,002	16.9	△50,345	△5.3
	後期高齢者支援金等分	426,621	7.5	425,228	7.6	1,393	0.3
	介護納付金分	125,956	2.2	137,614	2.5	△11,658	△8.5
共同事業拠出金	共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
保健事業費		83,237	1.5	69,726	1.2	13,511	19.4
	保健事業費	17,286	0.3	18,556	0.3	△1,270	△6.8
	特定健康診査等事業費	65,951	1.2	51,170	0.9	14,781	28.9
基金積立金	基金積立金	202,936	3.6	211,255	3.8	△8,319	△3.9
諸支出金		4,673	0.1	4,783	0.1	△110	△2.3
	償還金及び還付加算金	4,673	0.1	4,773	0.1	△100	2.1
	指定公費支出金	0	—	10	0.0	△10	皆減
予備費	予備費	20,000	0.3	20,000	0.4	0	0.0
歳出合計		5,693,267	100.0	5,571,419	100.0	121,848	2.2

### 平成2年度国民健康保険特別会計歳出予算内訳



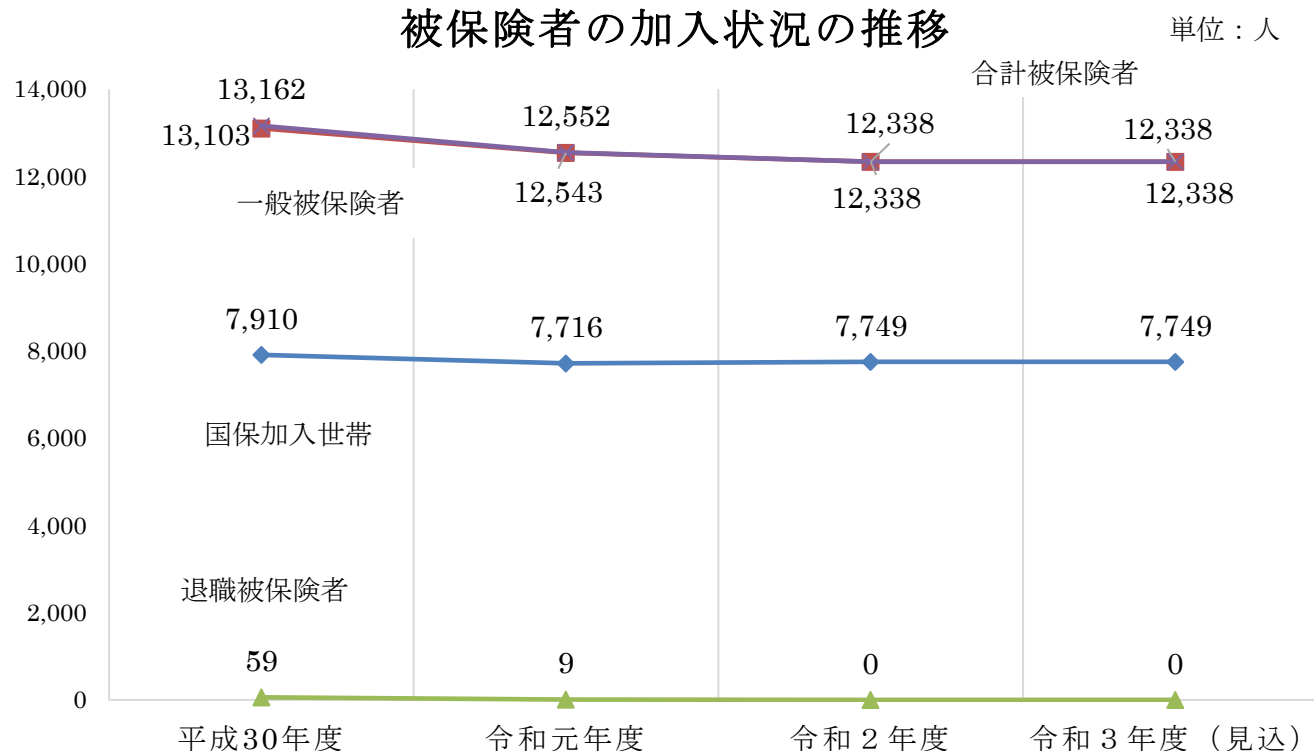
## 6. 守谷市国民健康保険に関する参考資料

### (1) 被保険者の加入状況

年度 区分	平成30年度 (年間平均)	令和元年度 (年間平均)	令和2年度 (年間平均)	令和3年度 (見込)
国保加入世帯数	7,910 世帯	7,716 世帯	7,738 世帯	7,738 世帯
一般被保険者数	13,103 人	12,543 人	12,338 人	12,338 人
退職被保険者数	59 人	9 人	0 人	0 人
合計被保険者数	13,162 人	12,552 人	12,338 人	12,338 人

※ 数値は事業年報に基づく

### 被保険者の加入状況の推移



### (2) 被保険者1人当たりの予算・決算状況 (抜粋 ※算出基礎：年間平均被保者数) 歳入

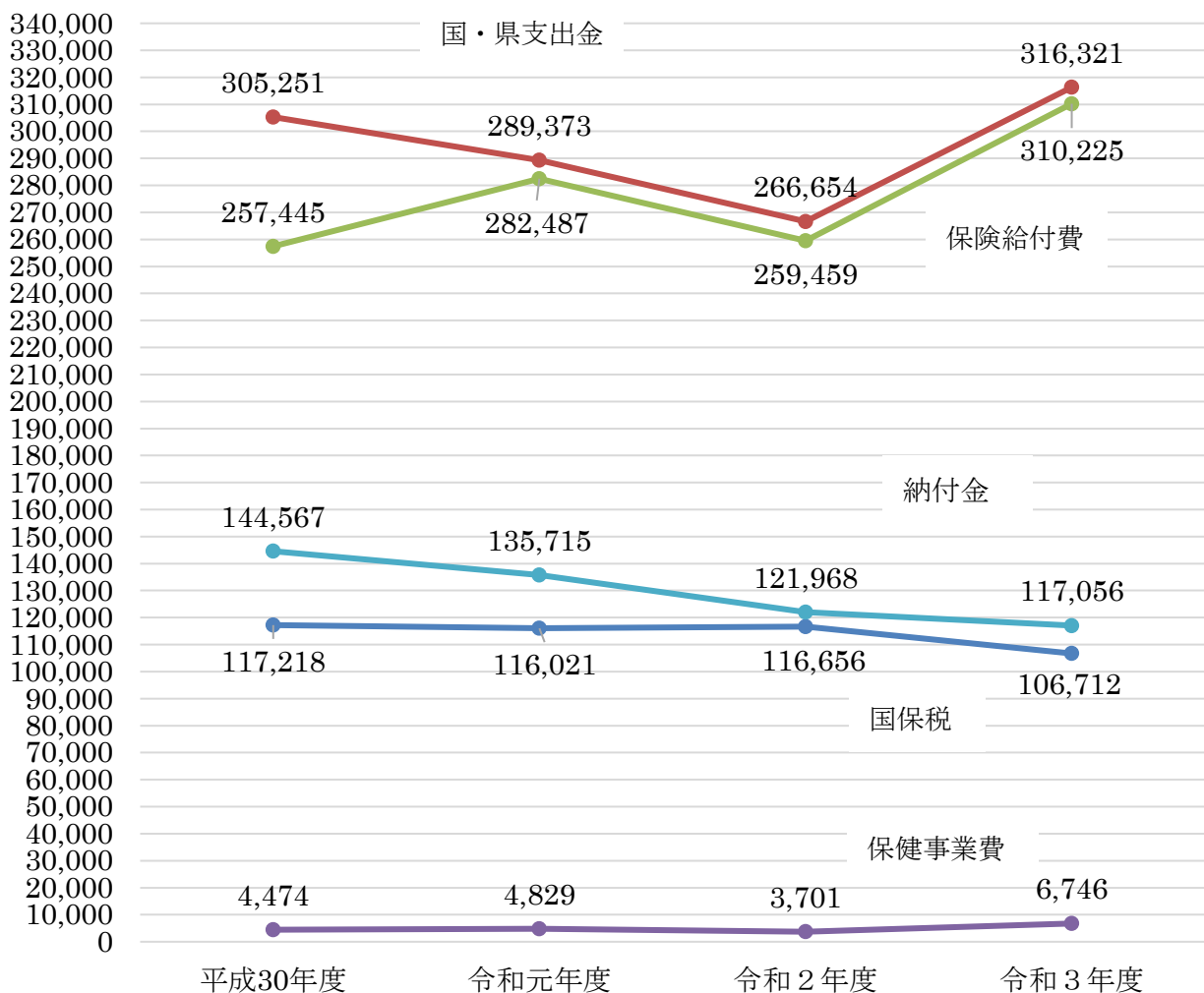
年度 区分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)
保 険 税	115,133 円	116,021 円	116,656 円	106,712 円
国 県 等 支 出 金	305,251 円	289,373 円	266,654 円	316,321 円
繰 入 金	28,935 円	31,620 円	31,593 円	32,188 円
そ の 他 の 収 入	21,569 円	10,093 円	9,366 円	6,221 円
合 計	470,888 円	447,107 円	424,269 円	461,442 円

歳 出

年度 区分	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)
総務費	7,830円	8,861円	8,956円	8,967円
保険給付費	257,445円	282,487円	259,459円	310,225円
国民健康保険事業費納付金	144,567円	135,715円	121,968円	117,056円
後期高齢者支援金				
前期高齢者納付金				
介護納付金				
共同事業拠出金	0円	0円	0円	0円
保健事業費	4,474円	4,829円	3,701円	6,746円
その他の支出	23,064円	9,028円	21,275円	18,448円
合計	437,380円	440,920円	415,359円	461,442円

※歳入歳出とも1円未満切り捨て

被保険者1人当たりに換算したとき主な収入と支出 単位：円



## 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### 1. 6月定例会月議会可決事項について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、国民健康保険税の減免を行うに当たり、国の財政支援基準に沿って遡って納期限後の減免申請を令和3年度分も可能とすることが6月定例会月議会で可決されました。

なお、条例の公布日は令和3年6月18日です。

#### 【主な改正内容】

国民健康保険税の減免申請は、納期限までに行うこととされています（守谷市国民健康保険税条例第25条第2項）。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免は、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているものが対象とされています。このため、当該期間内に納期限が設定された国民健康保険税については、納期限を経過した後においても申請することができるよう、所要の改正を行いました。減免基準は「守谷市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免取扱要綱」で定めております。

#### 【減免の基準及び要件】

##### (1) 減免の基準

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **保険税の一部を減額**

##### (2) 減免の要件

主たる生計維持者が、次の①～③全ての事項を満たす場合。

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（**株式については除外**）
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

##### (3) 減免額の計算

保険税の減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）を乗じた額）

減免対象の保険税額(A×B/C)		合計所得金額に応じた減免割合
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額	×	300万円以下の場合：10分の10
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額		400万円以下の場合：10分の8
C：主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の合計所得金額		550万円以下の場合：10分の6
		750万円以下の場合：10分の4
		1,000万円以下の場合：10分の2



